

会津坂下町社会福祉協議会デイサービス事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、在宅高齢者に対し、訪問によるサービスを提供することによって、在宅高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、精神的な負担の軽減を図るデイサービス事業の適正な実施を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、会津坂下町社会福祉協議会とする。ただし、会津坂下町社会福祉協議会長は、利用者の決定等の事務を除き、この事業の一部を社会福祉法人両沼厚生会に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の在宅高齢者とする。

(サービスの内容)

第4条 この事業のサービス内容は、次に掲げるものとする。

(1) 訪問給食事業

(利用の申請)

第5条 前条に規定するサービスの利用を希望するものは、デイサービス利用申請書(様式第1号)を会津坂下町社会福祉協議会長に提出するものとする。

(決定通知及び登録)

第6条 会津坂下町社会福祉協議会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに実態を調査し、利用の可否を決定するものとする。

2 会津坂下町社会福祉協議会長は、前条の規定により、利用の決定をしたときはデイサービス利用決定通知書(様式第2号)により、利用が適当でないとき認めるときはデイサービス利用申請却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 会津坂下町社会福祉協議会長は、第1項の規定により利用を決定したときは、デイサービス依頼書(様式第4号)により実施施設の長に依頼する。

(変 更)

第7条 利用者又は介護者は、利用者が次に掲げる事項に該当するときは、デイサービス変更届(様式第5号)により速やかに会津坂下町社会福祉協議会長に届出するものとする。

(1) 入院等により利用できなくなったとき。

(2) 第5条により受理した申請書に変更が生じたとき。

- 2 会津坂下町社会福祉協議会長は、前項の届出を受理したときは、実施施設の長に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。

(利用の廃止等)

第8条 会津坂下町社会福祉協議会長は、利用者が次に掲げる事項に該当するときは、この事業のサービスの供与を廃止又は停止することができる。

(1) 町外へ転出したとき。

(2) 入院等により3ヵ月以上継続して利用しなかったとき。

(3) 会津坂下町社会福祉協議会長がサービスの利用を必要としないと認めたとき。

(4) その他、会津坂下町社会福祉協議会長が不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定によりサービスの供与を廃止又は停止したときは、デイサービス廃止(停止)通知書(様式第6号)により、申請者及び実施施設の長に対して通知する。

(費用の負担)

第9条 会津坂下町社会福祉協議会長は、実施施設に対し、第4条に規定するサービスの供与に要する経費を支弁する。

- 2 申請者は、1回300円(税込)、サービスに要した費用を負担するものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 会津坂下町社会福祉協議会長は、常に実施施設との連携を密にするとともに、会津坂下町地域包括支援センター等の関係機関との十分な連携を図るものとする。

- 2 会津坂下町社会福祉協議会長は、この事業の実施について、町民に対して広報誌を通じて周知を図るものとする。
- 3 会津坂下町社会福祉協議会長は、この事業を行うため、必要な書類を整備し、利用対象者の実態把握に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会津坂下町社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。